

■ 有料動画の閲覧履歴がある！？ ■

〈相談事例〉

携帯電話に「有料動画の閲覧履歴がある。本日中に連絡なき場合は法的措置に移行する」とのショートメッセージが届いた。

動画など今まで見たことがない。しかし「法的措置」と書いてあるので心配だ。連絡をした方がよいか。

〈アドバイス〉

身に覚えがなければ絶対にこちらからは連絡せず、無視して下さい、とアドバイスをしました。

ショートメッセージ(携帯電話番号を宛先にして送受信するメッセージサービス)を用いて、無作為に送り付けられる架空請求メールの相談が後を絶ちません。連絡をすると、高額な金額を請求され、氏名や電話番号などの個人情報も業者に知られることとなります。

また、大手通販サイトのプリペイドカードをコンビニエンスストア等で購入するように指示され、裏面に記載されている番号を業者に伝えることにより金銭がだまし取られるケースもあります。

スマートフォンやパソコンで動画を少しでも見たことがあっても、不審だと思ふ請求に対しては不用意に連絡しないでください。

※ 探偵業者による二次被害も…。

焦って、インターネットで検索した探偵業者等に相談をしたところ、「個人情報を削除しないと大変なことになる」等と不安をあおられ、調査費用を請求される二次被害も増えています。

☆「法的手続き」「強制執行」「訴訟」等の法律用語には惑わされないよう注意しましょう。

不安なときは、すぐに消費生活センターに相談してください。